

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	
【3. 工事種別】	
【4. 建築面積】	m ²
【5. 床面積の合計】	m ²
【6. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	階 m ² 階 m ²
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体 戸 戸
【7. 確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合、「別添確認書（又は住宅性能評価書）による」と記載してください。	
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	
【10. 確認の特例】	法第6条第2項の規定による申出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有

【5. 床面積の合計】
認定対象建築物（棟全体）の建築基準法に基づく延べ面積を記載してください。

【6. 建て方】
一戸建ての住宅の場合、長期優良住宅の規模の基準を確認できるよう、バルコニー・車庫・階段部分等の面積を除いた床面積を記載してください。

【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】
確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合は、「別添確認書（又は住宅性能評価書）による」と記載してください。

【10. 確認の特例】
建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書を長期優良住宅の認定申請書と併せて所管行政庁に提出する場合は「有」に✓印を記入してください。

【11. 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】
住宅性能評価機関において事前に長期使用構造等の確認を受けて確認書もしくは住宅性能評価書の交付を受けている場合は「有」に✓印を記入してください。

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

維持保全の方法：●●工務店（●●市●●区）による点検・保証システムを実施

【別添の維持保全計画書参照】

維持保全の期間：30年

点検実施予定者の情報（事業者名、所在地（個人の場合は氏名、住所））を記載してください。

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

建築に要する費用 ●●●●万円

② 維持保全に係る資金計画

修繕資金として年間●万円の積立を行う。

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕 ●●年 ●●月 ●●日

〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕 ●●年 ●●月 ●●日

(注意)

1. 3①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請である場合でも、3①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。
4. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

維持保全の方法：●●工務店（●●市●●区）による点検・保証システムを実施

【別添の維持保全計画書参照】

維持保全の期間：30年

点検実施予定者の情報（事業者名、所在地（個人の場合は氏名、住所））を記載してください。

3. 住宅の建築に係る資金計画

建築に要する費用 ●●●●万円

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕 ●●年 ●●月 ●●日

〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕 ●●年 ●●月 ●●日

5. 譲受人の決定の予定時期 ●●年 ●●月

(注意)

1. 3欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。